

ボンドの電子化の必要性 について

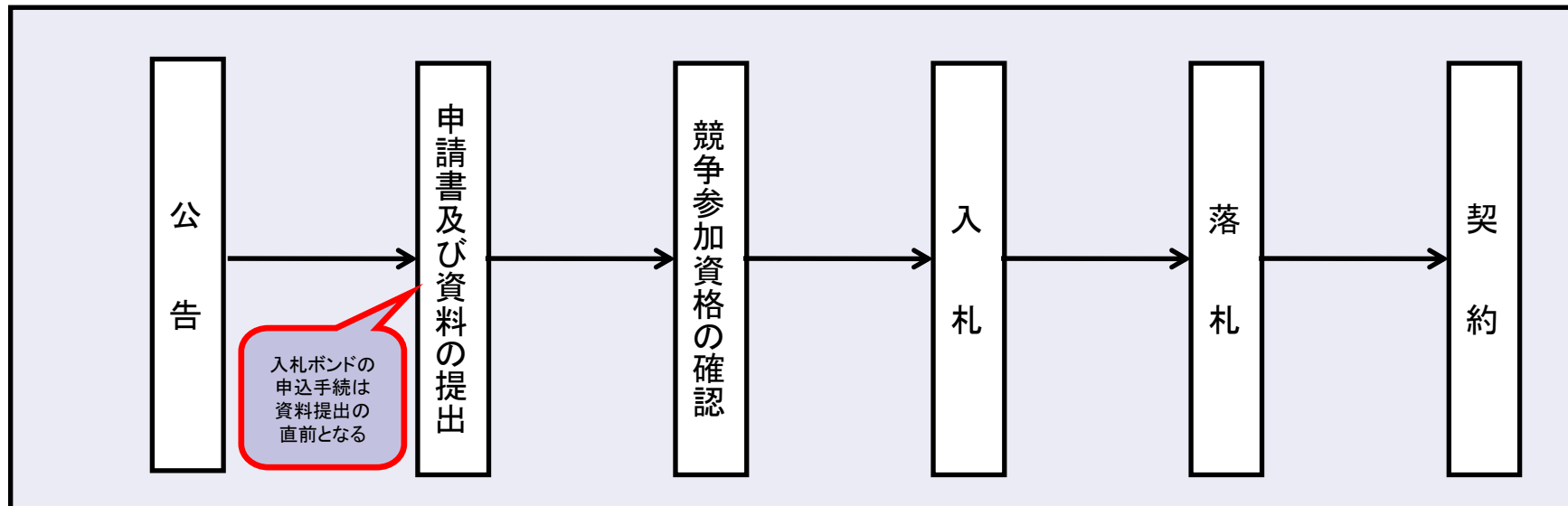
第一回 入札ボンド・履行ボンドの
電子化に関する勉強会
平成20年7月31日

入札ボンドの導入に伴う利便性改善へのニーズの発生

- 平成18年10月の入札ボンドの導入に伴い、入札段階で不良不適格業者を排除する制度目的は達成されつつあるが、入札ボンドの制度的特性に基づく以下の課題が発生。
- 履行ボンドでは落札者のみの提出であるが、入札ボンドでは全ての競争参加者の提出が必要となり、一入札当たりの提出枚数が飛躍的に増加。
- 履行ボンドでは落札から契約までの間にボンドを提出するが、入札ボンドでは多数の競争参加者から提出期限までの短期間に提出が必要かつボンドの価格から入札価格の類推が可能のため高い機密性が必要。
- 履行ボンドの手数料と比較すると入札ボンドの手数料は極めて低額であり、紙ボンド発行の事務手続が手数料と比較して煩雑。

	履行ボンド	入札ボンド
提出者	落札者のみ	全ての競争参加者
提出期間	落札決定から契約まで(一般的には7日間程度)	競争参加決定から提出期限まで(当日、翌日など短期間も多い)
機密性	落札価格は公表	入札価格を推測可能なため、高い機密性が必要
手数料	相対的に高い	極めて低額(数千円～1万円程度)

契約にかかる標準的な日数



標準的な日数	(WTO等の工事) 入札説明書の交付から 25日～30日	20日	27日	1日 ※ただし案件により異なる	7日 ※ただし案件により異なる
	(市区町村向け簡易型総合評価方式) 14日		14日	1日 ※ただし案件により異なる	7日 ※ただし案件により異なる

参加企業数 (イメージ)	多数の参加可能者	国土交通省Aランク工事で 平均10者程度	1者

発注者、発行機関、建設業者それぞれの電子化のメリット

- 関係者に対するヒアリングにおいても、時間的な制約に基づく事務的負担、紙証書発行や配達に係るコスト等について入札ボンドの導入により負担が増加していることから、紙証書の電子化の要望(特に発行機関側)が多数あり。
- これらの課題については、入札ボンドの電子化による手続の簡素化により、利便性の向上、事務コストの縮減、機密性の向上を図ることが可能。
- 以下の表に整理するように、発注者、発行機関、建設業者の全てに電子化のメリットが存在。
- 履行ボンドも併せて電子化することにより、以下のメリットを一層活用することが可能。

	発注者	発行機関	建設業者
利便性	電子入札と一体的に運用することにより、事務の簡素化が可能	配送等の手間が省略できることにより、顧客の要望に対応して短期間でボンドの発行が可能	短期間のボンド発行が可能となり、官庁窓口での直接提出が不要となることから、入札行動の自由度が拡大
コスト	電子入札と一体的に運用することにより、事務コスト縮減が可能	配送等の手間が省略できることにより、事務コスト縮減が可能	官庁窓口への直接提出が不要となることから、事務コストの縮減が可能
機密性	入札ボンドが物理的に不可視となり、入札価格の漏洩の可能性が減少		